

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	16 件

北海道国民年金 事案 1107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から49年3月まで
② 昭和49年7月から同年12月まで

昭和43年3月31日に会社を辞め、自営業を始めたので、同年4月に夫婦一緒に国民年金に加入した。妻が加入手続きをしたが、妻は手続きをした場所は覚えておらず、国民年金手帳の交付を受けたかどうか定かではない。

申立期間の保険料は、妻が私と二人分を納付しており、妻は、納付書に現金を添えて自宅の近くの金融機関で納付したり、集金人が来てスタンプを押していったりした記憶があるとしている。

妻が領収書を受け取っていたと思うが定かではなく、現在領収書は無いが、退職後すぐに国民年金に加入し、保険料を納付し続けたはずであるので申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和50年2月ごろと推認されるが、この時点では、申立期間①の大半は、特例納付によるほかは時効により国民年金保険料を納付できない期間であるところ、申立人に聴取しても特例納付を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①において、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料の納付方法について、当初、納付書に現金を添えて集金人に納付するか又は自宅の近くの金融機関において納付したとしていたが、その後、現金で集金人に納付し、手帳のような物にスタンプを押していたと供述が変遷しており、申立人の妻の記憶はあいまいで

ある。

さらに、昭和47年3月以前の期間については、A市では原則として納付書は発行されていないことから、申立期間①の大半は、納付書による保険料納付ができなかった期間であり、申立人の妻の主張は不自然である。

一方、申立期間②の直前の昭和49年4月から同年6月までの保険料が夫婦共に納付されていることが確認でき、当該納付は申立人の国民年金加入手続時点から現年度分をさかのぼって納付したものと考えられ、未納保険料を納付しようとする申立人の意識がうかがえることから、同じく現年度納付できる申立期間②についても納付していたものとするのが自然である。

加えて、申立人の妻の特殊台帳の記録によると、昭和49年4月から同年6月までの期間が納付済期間とされているが、オンライン記録では、平成20年8月に記録が訂正されるまで、当該期間ではなく、昭和49年10月から同年12月が納付済期間とされており、行政側の記録管理に不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から49年3月まで
② 昭和49年7月から同年12月まで

昭和43年3月31日に夫が会社を辞め、自営業を始めたので、同年4月に夫婦一緒に国民年金に加入した。私が夫と二人分の加入手続をしたが、手続をした場所は覚えておらず、国民年金手帳の交付を受けたかどうか定かではない。

申立期間の保険料は、私が夫と二人分を納付しており、納付書に現金を添えて自宅の近くの金融機関で納付したり、集金人が来てスタンプを押していたりした記憶がある。

領収書を受け取っていたと思うが定かではなく、現在領収書は無いが、夫の退職後すぐに国民年金に加入し、保険料を納付し続けたはずであるので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和50年2月ごろと推認されるが、この時点では、申立期間①の大半は、特例納付によるほかは時効により国民年金保険料を納付できない期間であるところ、申立人に聴取しても特例納付を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①において、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付方法について、当初、納付書に現金を添えて集金人に納付するか又は自宅の近くの金融機関において納付したとしていたが、その後、現金で集金人に納付し、手帳のような物にスタンプを押

していたと供述が変遷しており、申立人の記憶はあいまいである。

さらに、昭和47年3月以前の期間については、A市では原則として納付書は発行されていないことから、申立期間①の大半は、納付書による保険料納付ができなかった期間であり、申立人の主張は不自然である。

一方、申立期間②の直前の昭和49年4月から同年6月までの保険料が夫婦共に納付されていることが確認でき、当該納付は申立人の国民年金加入手続時点から現年度分をさかのぼって納付したものと考えられ、未納保険料を納付しようとする申立人の意識がうかがえることから、同じく現年度納付できる申立期間②についても納付していたものとするのが自然である。

加えて、申立人の特殊台帳の記録によると、昭和49年4月から同年6月までの期間が納付済期間とされているが、オンライン記録では、平成20年8月に記録が訂正されるまで、当該期間ではなく、昭和49年10月から同年12月が納付済期間とされており、行政側の記録管理に不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から48年3月まで

昭和44年12月ごろに、母親がA町役場で私の国民年金の加入手続をし、それ以降48年3月まで、ずっと保険料を納付してくれていた。

私が昭和48年4月にB社に入社した後、同年12月ごろに、母親から絶対無くさないようにと注意されながら国民年金手帳を手渡しで受け取った。

当該国民年金手帳については、その後勤務先等へ5回にわたり照会しており、そのやり取りを鮮明に記憶している。

母親が納付してくれた申立期間に係る保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親から受け取った国民年金手帳に関する5回にわたる職場等でのやり取りについて詳細に記憶しており、特に平成16年6月の退職手続等説明会での問い合わせについて、当時の担当者及び申立人の部下から証言が得られたことにより、当該国民年金手帳が存在していたものと推認できる。

また、A町役場及びC社会保険事務所によると、「昭和45年1月に申立人が20歳になった際に国民年金手帳を交付し、その後申立人が当時学生であったことが判明したので、国民年金手帳記号番号を取り消したと考えられるものの、当該年金手帳記号番号取消し後に当該国民年金手帳の回収が行われなかった結果、申立人の母親が回収されなかった当該国民年金手帳により、申立期間の保険料を納付していた可能性もあった。」としている。

さらに、同町役場によると、同町D地区には役場の支所があり、申立期間当時も保険料の納付事務を扱っていたとしており、申立人の母親が同支所で申立人の保険料を納付していた可能性があったとしている。

しかしながら、i) 申立人は選挙のために大学2年生の時にA町からE市

に住民票を移したと供述しているところ、昭和46年6月27日に第9回参議院議員通常選挙が行われており、選挙人名簿に登録されるには投票日の3か月以上前に住民票を移している必要があることから、遅くとも同年3月には住民票を移していたと思われること、ii) 住民票と共に国民年金被保険者名簿も異動するため、同年4月以降の保険料を申立人の母親が同町で納付することは制度上不可能であること、iii) 申立人がE市で保険料を納付したことも無いとしていることから、申立期間のうち、46年4月から48年3月までの保険料は納付されなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年5月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年9月まで

申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料は、資料として提出した60年4月分の「組合員勘定報告票」に記載されているとおり、同年4月30日付けで15万3,570円が国民年金保険料として引き落とされており、この中に含まれているはずである。

また、申立期間のうち、昭和61年4月から62年9月までの保険料は、未納になっているから払ってくれと連絡が来て納付したと思うので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの期間について、申立人は、60年4月の時点で老齢給付の受給資格者で、当時は国民年金への任意加入資格があったが、国民年金への加入手続が行われた形跡及び別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、当該期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が組合員勘定から国民年金保険料を納付していたとし、資料として提出した昭和60年4月30日付けの「組合員勘定報告票」に記載されている国民年金保険料の金額を確認したところ、当該期間の申立人の国民年金保険料金額と一致しないが、当該期間の当時、申立人と同居していた申立人の長男の59年4月から61年3月までの2年度分の国民年金保険料金額と一致していることから、当該報告票に記載されている金額は、その長男の国民年金保険料金額であると考えられる。

さらに、申立人の所持する他の組合員勘定報告票についても確認したが、

申立人自身の国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 9 月までの期間について、当該期間直後に係る申立人及びその妻の 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付されており、妻の当該過年度保険料は 63 年 6 月に納付されたことが確認できる上、妻の昭和 63 年度分の保険料については、4 月から 6 月までの 3 か月分の保険料が同じく同年 6 月にまとめて納付された後は毎月納付されていることから、申立人の妻の厚生年金保険から国民年金への切替手続は、申立人及びその妻の供述により、申立人が 63 年 6 月に行ったと推察されるとともに、申立人に係る国民年金の加入手続も同時期に行ったとしても不自然ではない。

また、当該期間の当時、A 市では基礎年金制度導入に伴う加入勧奨及び未納者に対し納付できる期間に係る納付勧奨を行っていたとしていることから、申立人は前述の国民年金の加入手続をした際に、基礎年金制度導入に伴い国民年金の強制加入資格者となった昭和 61 年 4 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できる上、申立人及びその妻には、未納保険料を納付勧奨する連絡を受け、まとめて納付した記憶があり、当該期間のうち、時効で納付できない期間（昭和 61 年 4 月）を除き、申立人は国民年金保険料を納付したものと考えられる。

- 3 申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険と国民年金との切替手続を適切に行う等、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 5 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から51年12月まで
② 昭和59年10月から平成5年12月まで

申立期間は、母親が私の国民年金の加入手続を行い、私の保険料を納付してくれていたが、その母親は、現在病気中のため具体的なことは何も覚えていない。

しかし、申立期間①及び②の私の保険料はA銀行B支店の口座引落により納付されており、また、申立期間①の私の住所はC市D区とB市で、申立期間②の住所は主にB市であるはずなので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間は合計204か月と長期間であり、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

2 申立人は、申立期間①当時はC市D区及びB市の両方に在住し、申立期間②当時は主に同市に在住していたとするが、申立人の国民年金の加入手続を行い、その保険料を納付したとする申立人の母親が在住していた同市には、申立人の国民年金被保険者台帳が無い上、申立期間①当時、同市では口座振替による国民年金保険料の納付はできなかったことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月にC市D区において払い出されていることから、申立期間①は特例納付する以外は大半の期間が時効により保険料を納付することができないが、申立人には特例納付に

係る記憶が無い上、申立人に別の手帳記号番号が払い出され、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、B市の金融機関における申立人又は申立人の母親の口座引落により納付したとしているが、同市の金融機関は、いずれの口座もその開設日及び解約日が不明な上、入出金明細書等関係書類の保存年限が過ぎているため、取引事実を確認できないとしている。

しかしながら、i) D社会保険事務所の記録によると、昭和51年1月から同年3月までの期間において、3,300円の国民年金保険料が誤納により53年11月に還付されていることが確認できるが、その時点で51年10月以降の期間で保険料の未納があれば充当が可能であったこと、ii) 誤納を理由に52年7月及び同年8月の保険料について、当該期間の保険料額4,400円と異なる9,600円が54年12月に還付されているが、その理由として、昭和51年度及び52年度の保険料と併せて2か年分の付加保険料(1か月当たり400円×24か月=9,600円)が共に納付されたところ、申立人が国民年金に加入した時期が53年4月であるために、加入前の付加保険料が後日還付されたものであると推認できることから、申立期間①のうち、51年4月から同年12月までの保険料は納付されていたものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1112

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

昭和46年11月に婚姻し、夫がA市役所において、私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

保険料は、いつも夫が夫婦二人分を一緒に納付しており、A市では同市役所又は銀行の窓口で納付し、昭和47年3月にB市に転居してからは、集金人に納付していた。また、加入手続の際に、2年間さかのぼって納付できると言われたが、すべての期間を納付することは困難であったため、一部をさかのぼって納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料について、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年11月に婚姻し、A市役所において申立人の夫が申立人の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年1月ごろにA市において払い出されていることから、申立人の主張と一致する上、申立期間におけるその夫の保険料は、46年4月から同年6月分を除き、すべて納付されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人に係る社会保険事務所が保管する特殊台帳(マイクロフィルム)及び被保険者記録では、申立期間は未納と記録されているが、B市が保管する過年度納付記録では、当該申立期間は納付済みと記録されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと推認できる。

さらに、申立人は申立期間以外に6回の保険料未納期間があるが、申立期間以外は申し立てておらず、保険料を納付した期間と納付していない期間について

での記憶が明確である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から42年10月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、集金人に納付し、国民年金手帳にスタンプを押してもらっていた記憶がある。また、申立期間②の保険料は、当時、役場から送付されてくる納付書によって、必ず納期限内に納付していたはずである。両申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人は、昭和39年4月から保険料の納付を開始した事情についても記憶が無い。

また、申立期間①に係るA市の国民年金保険料の収納方法は、印紙検認方式であったが、申立人は印紙の購入及び国民年金手帳への貼付等ちょうふに係る具体的な記憶が無く、保険料の納付状況等が不明である上、申立人には保険料をさかのぼって納付した記憶も無い。

さらに、申立期間①の期間のうち、申立人の元夫は昭和39年4月から40年10月までの期間の国民年金保険料を納付しているが、申立人は、元夫の保険料納付については関与していないとしていたものの、その後、元夫が納付していた期間は、元夫の分と一緒に自分の分の保険料を納付していたとするなど、その記憶は曖昧あいまいである上、供述内容も変遷していることから、申立人の主張には不自然さがみられる。

2 申立期間②については、申立人が昭和 49 年 7 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 9 月に国民年金に再加入した後、60 歳に到達する平成 6 年 8 月までの約 20 年間に於いては、申立期間②を除き国民年金保険料の未納期間が無く、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間②は 3 か月と短期間であり、申立期間②当時、申立人は転職も無く、生活状況に大きな変化も認められないことから、申立期間②の保険料は納付されていたものとするのが自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1114

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年12月まで
申立期間については、国民年金保険料を納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間である。

また、申立人は、昭和43年4月に国民年金に加入して以降、61年3月までの期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて現年度納付しているとともに、転居に伴う住所変更手続も適切に行っていることから、申立人の国民年金に関する意識及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、3か月ごとに、その夫がA市役所B支所で納付書により納付したとしているところ、同市では、申立期間当時は同支所が申立人の主張する住所地に存在している上、国民年金保険料の納付方法が納付書方式に切り替わった時期であり、同支所でも納付は可能であったとしていること、及び社会保険事務所が保管する申立人に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）には、申立期間前後の期間の保険料が3か月ごとに納付されたことをうかがわせる記録があることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1115

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から61年3月まで

20歳になった昭和43年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料を毎月納付してきた。昭和60年度の保険料も、4月から銀行か郵便局で毎月納付しており、申立期間の保険料は、A銀行本店で納付したはずなのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である。

また、申立人は、昭和43年4月の国民年金加入後、60歳に至るまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続も適切に行っていることから、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、保険料を毎月納付し、申立期間当時の保険料については納付書（5か月分）に現金を添えて、銀行又は郵便局の窓口で納付したと主張しているところ、B市における申立期間当時の保険料の納付方法と一致することから、申立人の主張は基本的に信用できる。

加えて、申立人の申立期間当時における生活状況に大きな変化はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1116

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月

子供が学校を卒業したのを契機に、中断していた国民年金保険料を納付しようと思い、社会保険事務所に照会したところ「2年間分をさかのぼって納付することができる。」と言われたので、妻の保険料と一緒に4か月分をA郵便局で納付した。

納付書の上から順番に毎月保険料を納付していたのに、申立期間の1か月分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人及びその妻は、平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料を、9年5月から11年4月にかけて、毎月又は数か月分を一緒に納付していたことが社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立人は、平成9年5月に、現年度の保険料を口座振替により納付する手続を採っていることから、申立人の国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと考えられる。

加えて、申立人が保険料を過年度納付した平成9年から10年にかけて、申立人の生活状況に大きな変化はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月

子供が学校を卒業したのを契機に、中断していた国民年金保険料を納付しようと思い、社会保険事務所に照会したところ「2年間分をさかのぼって納付することができる。」と言われたので、夫の保険料と一緒に4か月分をA郵便局で納付した。

納付書の上から順番に毎月保険料を納付していたのに、申立期間の1か月分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人及びその夫は、平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料を、9年5月から11年4月にかけて、毎月又は数か月分を一緒に納付していたことが社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立人は、平成9年5月に、現年度の保険料を口座振替により納付する手続を採っていることから、申立人の国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと考えられる。

加えて、申立人が保険料を過年度納付した平成9年から10年にかけて、申立人の生活状況に大きな変化はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 1049

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月31日から同年4月1日まで
平成15年7月にA社に入社し、17年3月末まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料を控除された事実を確認できる給与明細書を保管しているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書、雇用保険の被保険者記録及び事業主の供述により、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る平成17年2月の社会保険庁のオンライン記録及び給与明細書の控除保険料額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、証拠書類は無いものの申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、さらに、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日欄に平成17年3月31日と記載されており、事業主は資格喪失日を誤って記載したことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所

が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①から④までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を申立期間①については平成10年1月1日、申立期間②については11年1月1日、申立期間③については12年1月1日、申立期間④については13年1月1日にそれぞれ訂正し、申立期間①から③までの標準報酬月額をそれぞれ34万円、申立期間④の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から④までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間⑤の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を平成14年1月1日に訂正し、申立期間⑤の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月31日から10年1月1日まで
② 平成10年12月31日から11年1月1日まで
③ 平成11年12月31日から12年1月1日まで
④ 平成12年12月31日から13年1月1日まで
⑤ 平成13年12月30日から14年1月1日まで

申立期間①から④までについては、A社でC業務に従事し、申立期間⑤については、同社が同業務を分業化したことにより設立されたB社で、いずれも期間雇用として勤務していた。

期間雇用として毎年12月31日までの雇用期間であったにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、いずれの申立期間においても、同日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日となっており、私の勤務実績と相違しているため、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から④までについては、A社に保管されていた申立人の雇用期間が確認できる雇用契約書の写し、同社から提出された申立期間①から④までに係る給与台帳の写し及び事業主の「当社では、毎月末日を給与計算に係る締日とし、翌月 15 日に給与の支払いを行っていたため、12 月分の給与から同月分の厚生年金保険料を控除していた。」との供述により、申立人が申立期間①から④までのいずれにおいても、A社に 12 月 31 日まで雇用され、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の各年 12 月における厚生年金保険料控除額から、申立期間①から③までについてはそれぞれ 34 万円、申立期間④については 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から④までに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立期間①から④までのいずれにおいても、資格喪失日を誤って 12 月 31 日と届け出たため、厚生年金保険料についても納付していないはずである。」と供述している上、申立期間①から④までのいずれにおいても、社会保険事務所の記録における申立人の資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である 12 月 31 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いこと、及び事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日はいずれも 12 月 31 日となっていることを併せて判断すると、事業主は申立期間①から④までのいずれにおいても、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間①から④までに係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間⑤については、B社に保管されていた申立人の雇用期間が確認できる雇用契約書の写し、同社から提出された申立期間⑤に係る給与台帳の写し及び事業主の「当社では、毎月末日を給与計算に係る締日とし、翌月 15 日に給与の支払いを行っていたため、12 月分の給与から同月分の厚生年金保険料を控除していた。」との供述により、申立人が B社に平成 13 年 12 月 31 日まで雇用され、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、給与台帳の平成 13 年 12 月における厚生年金保険料控除額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間⑤に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「資格喪失日を誤って平成 13 年 12 月 30 日と届け出たため、厚生年金保険料についても納付していないはずである。」と供述している上、

社会保険事務所の記録における申立人の資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である平成13年12月30日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いこと、及び事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は同年12月30日となっていることを併せて判断すると、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間⑤に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間⑤に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1051

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和41年3月1日、資格喪失日は同年11月2日であると認められることから、申立期間に係る資格の取得日及び喪失日を訂正することが必要である。

なお、昭和41年3月から同年10月までの標準報酬月額については4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月1日から42年4月ごろまで

社会保険事務所の記録によると、A社の厚生年金保険加入記録が取り消されているとのことだが、当時の給与明細書5枚を保管しており保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社における申立人に関する厚生年金保険被保険者原票によると、昭和41年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるが、同年10月に標準報酬月額が定時決定された後の同年11月2日に当該資格取得が取り消されており、社会保険事務所の記録によると当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は40年12月9日となっていることから、当該取消等の処理は、さかのぼって行われたものと判断できる。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同様に、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとされた日(昭和40年12月9日)以降に厚生年金保険被保険者資格を取得した5人の同僚についても、昭和41年11月2日付けで厚生年金保険被保険者としての資格取得が取消されている上、その時点で厚生年金保険被保険者であった他の4人についても標準報酬月額の随時決定(同年8月)又は定時決定(同年10月)の記載があるにもかかわらず、資格喪失日は40年12月9日と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「当該事業所は、昭和40年12月に火災で工場を全焼した。その後から経営状態が悪くなり、社会保険料を納められなくなっていたと思う。私の当該事業所における年金記録も40年12月9日までになっており、勤務していたうちの後半の記録が無いが、このためだと思っている。」と述べている。

加えて、i) 雇用保険の加入記録により、事業所名称は不明であるものの、申立人が、申立期間のうち昭和41年4月1日から同年10月31日まで勤務していたことが確認できること、ii) 申立人は、当該事業所の同年4月分から同8月分までの給与明細書を所持していること、iii) 複数の同僚が当該事業所において申立人と一緒に勤務していたと述べていることを踏まえると、申立人は当該事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和41年3月1日に取得した厚生年金保険被保険者資格の取消処理を行う合理的理由は無く、当該資格取得の取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は取消処理される前の社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票に記載された41年3月1日であり、また、資格喪失日は同原票により申立人を含む6人の資格取得が取消されたことが確認できる41年11月2日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、資格取得取消前における昭和41年3月及び同年10月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

一方、昭和41年11月2日から42年4月ごろまでの期間について、当該事業所において申立人と一緒に勤務していた複数の同僚の供述により、申立人が、当該事業所に継続して勤務していたことは認められるが、i) 申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得の取消は、41年11月2日に行われたことが厚生年金保険被保険者原票により確認できること、ii) 前述の同僚のうち一人が、「当該事業所に勤務していたが、健康保険証を持っていない時期があった。」と述べていることを踏まえると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得が取消された後においても、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

また、申立人が、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1052

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市B事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年10月1日、資格喪失日に係る記録を58年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から58年4月1日まで

申立期間はA市B事業所で臨時職員として継続して勤務しており、C職の補助業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同期採用であったとする者のほか複数の同僚等が、「申立人は、昭和57年10月から58年3月までA市B事業所に勤務していた。」と供述しているとともに、当時、申立人が配属された課名、業務内容等についても具体的に供述していることから判断すると、申立人は、申立期間においてA市B事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人のうち、当時、A組合に加入していた者を除く二人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、「当時は臨時職員であった。」と供述しており、このうち、上述の申立人が同期採用であったとする者は、当該事業所で昭和57年10月1日に同保険の被保険者資格を取得し、58年4月1日に同資格を喪失したことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認

された9人に照会したところ、回答があった6人は、それぞれD職、E職、F職等の業務又は補助業務において臨時職員等として勤務していたとの供述が得られたとともに、社会保険事務所の記録により、自身が記憶する勤務期間と同保険の加入記録がいずれも一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢で同期採用の同僚のA市B事業所に係る昭和57年10月から58年3月までの社会保険事務所の記録から判断すると、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年10月から58年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1053

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社D支店。）における資格取得日に係る記録を昭和25年9月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月18日から同年11月1日まで

昭和25年9月18日から38年1月31日までA社B支店に勤務した。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況を照会したところ、昭和25年11月1日から38年1月31日までの厚生年金保険の加入記録はあるが、申立期間について、加入記録が無いとの回答であった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、E健康保険組合（現在は、C健康保険組合）の被保険者記録及び入社日が確認できるE厚生年金基金の退職所得の源泉徴収票の写しから判断すると、申立人が申立期間にA社B支店に勤務していたことが認められる。

また、申立期間から約2年後の昭和27年から28年に当該事業所において、社会保険の事務を担当していたとする同僚からは、「私は、申立人が入社してから約2年後の昭和27年に前任者から社会保険の事務を引き継いだ。当時、A社B支店では、入社と同時に全員、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入させており、身分や職種による取扱いの違いは無かった。申立人は、私と同じF職として入社していることから、入社と同時に厚生年金保険に加入しており、保険料が控除されていたと思う。」との供述があった。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間を含む昭和22年4月から27

年4月までの期間に当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を新規に取得し、当該事業所に採用となったと考えられる同僚6人のうち、供述が得られた同僚3人及び先述の社会保険の事務を担当していた同僚一人の計4人について、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日の関係をみると、申立人と採用時の身分及び職種とも異なっていた女子一人を除き、いずれも採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、これは先述の社会保険の事務を担当していた同僚の供述と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和25年11月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、元事業主への確認もできず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格取得の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道国民年金 事案 1118

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から58年9月まで

A職として勤務していたB社で、給与から国民年金保険料の半額分を天引きされていたので、申立期間の保険料は、社長の妻が代理で納付してくれていたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和53年6月に勤め始めたB社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、社長に相談したところ、国民年金保険料の半額を負担するので、保険料の納付書を提出するようと言われ、同年に送付された国民年金手帳及び毎年送付されてきた納付書を社長の妻に渡していた。」と主張しているところ、当該社長の長男（昭和48年からC社を開業。）の妻から、「申立人が義父のB社に勤務していたことを記憶しており、義父が申立人を雇用する際に、国民年金保険料の半額を負担すると約束したのであれば、社長の妻（義母）が申立人の国民年金保険料を代理で納付したものである。」との供述を得ている上、申立人が勤め始めた後に採用され、1年間ぐらい勤めていた元同僚からも、「申立期間当時、社長の妻から頼まれて、申立人の保険料をD銀行E支店で納付したことがあるが、納付時期や納付金額の記憶は無く、そのお金が国民年金の保険料であったのかも分からない。」との供述を得ている。

しかしながら、申立人は「昭和54年ごろ給与から天引きされていた国民年金保険料は月額7,000円ぐらいであったと思う。」と供述しているが、昭和54年度の国民年金保険料は1か月3,300円であり、保険料を半額ずつ負担した場合、申立人が給料から天引きされるべき金額は1,650円となることから、

申立人の記憶する金額とは大きな差異がある。

また、申立人は「昭和 49 年 12 月から同棲^{どうせい}を始めた夫の健康保険証書の扶養者欄に自分の名前が記載されていたことを記憶しているので、申立期間について、勤務先の B 社が給与から国民健康保険料を天引きすることは無かった。」とし、「申立期間の給与は月 11 万円ぐらいであった。」と主張しているが、申立人が保管する、その夫の昭和 50 年 1 月の給与明細書により被扶養者の存在は確認できるものの、申立期間当時においては、健康保険被扶養者になることが可能な年収基準額（60 歳未満）は、52 年 4 月から 70 万円未満（月額 5 万 8,333 円）、56 年 4 月から 80 万円未満（月額 6 万 6,666 円）であり、申立人の年収額（推定 132 万円超）を大きく下回ることから、申立期間について、申立人が夫の健康保険の被扶養配偶者であったとは推認できない上、申立人が国民健康保険の被保険者であった可能性も否定できない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする社長の妻により、申立期間に係る保険料が納付された事実を確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に全く関与していない上、当該社長の妻は既に他界しているため、申立人に係る国民年金の加入状況及び保険料納付状況は不明である。

加えて、申立期間は合計 64 か月と長期間である上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1119

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から61年3月まで
昭和60年ごろに夫の単身赴任先であるA市に行った際、夫に国民年金の保険料が未納であることを話した。
昭和61年6月ごろ、夫がB社会保険事務所で私の国民年金保険料として20万円納付したことを記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断理由

申立人の夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金加入手続に係る記憶は明確でない上、申立人は、昭和58年8月に60歳に到達しているが、60歳以上の者が国民年金に任意加入できるようになったのは、申立期間後の61年4月からであるため、申立期間の大部分は、制度上、国民年金に加入できない期間である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付する際に、申立人の夫が預金を引き出したとする夫名義の口座の開設日は、記憶する納付時期（昭和61年6月ごろ）よりも3年以上経過した平成元年12月15日であるとの回答を当該金融機関から得ていることから、申立期間の保険料を夫名義の口座から引き出して納付したとの申立人の供述内容とは一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1120

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から48年3月までの期間及び49年8月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から48年3月まで
② 昭和49年8月から50年3月まで

昭和44年5月ごろ、母がA町役場において、私の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、母がA町役場かB信用金庫A支店において納付した。

申立期間の保険料の納付を示す領収書等は持っていないが、父母が、私の保険料を20歳の時から納付していると言っていた。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続や保険料の納付状況が不明である。

また、当時加入手続及び納付をしていたと申立人が主張する申立人の母からその状況を聴取しても、加入手続の時期や納付金額が明確でない。

さらに、申立人は、20歳となった昭和40年5月ごろ、その母が国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年8月に申立人の1歳下の妹と連番で払い出されており、申立人の主張と一致しない上、その妹についても、申立期間の保険料は、未納となっている。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は、特例納付及び過年度納付によらなければ納付できない期間である

が、申立人及びその母には、保険料をまとめて納付した記憶が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1121

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から同年3月までの期間及び62年9月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から同年3月まで
② 昭和62年9月から平成元年3月まで

私が60歳を迎える前のころ、A市B区役所の職員が自宅に来た際に、私と夫の国民年金保険料について、納付済み等の期間が不足し、年金を受給できないおそれがあると説明された上、不足期間を記載したメモを渡された。

このため、当該職員の2回目の訪問を受けた際、手元にあったお金で私の不足期間の未納保険料を、現金でその職員に一括納付し、私の夫は、その2、3日後、当該職員から交付された納付書を使って、夫自身の未納保険料を金融機関で納付した。未納とされている申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金保険料を一括納付した時期を正確に記憶していないが、納付勧奨の際、申立人がA市職員から渡されたとするメモには、国民年金保険料の納付済期間が165か月、免除期間が72か月及び不足期間が5年3か月（63か月）である旨が記載されており、その記載内容から、当該メモは、申立人が昭和60年7月から61年9月までの期間の保険料を過年度納付する以前に作成されたものであり、当該メモを渡された時期は60年7月分の保険料の徴収権が時効消滅する直前の62年8月から同年10月ごろであったものと推認できる。

また、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人の昭和62年4月から同年8月までの国民年金保険料は、当該メモを渡されたと推認できる時期以降の63年3月に納付されていることが確認できることから、これに続く62年9月から63年3月までの保険料を62年8月から同年10月の時点で納付したとは考え難い。さらに、当該メモを渡された時点では、申立期間①を含む61年10

月から62年3月までの国民年金保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立期間②の大部分の期間は昭和63年度分の保険料となり、制度上、一括納付することはできないことから、申立期間①及び②の保険料を併せて一括納付したとする申立人の主張は不合理である。

加えて、当該メモの記載では、申立人の不足期間は5年3か月（63か月）となっているところ、当該メモを渡された以降に納付した期間（20か月）、申立期間①（3か月）及び②（22か月）を合計しても42か月と不足期間に達していない上、当時、A市の国民年金地区推進員は、保険料の戸別収納を業務として行っていないことから、収納権限の無い保険料を同推進員が現金で受け取ることは考え難く、申立人の主張には不自然さがみられる。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年9月まで

私は母親に勧められ、昭和49年10月ごろ、A市B区役所で国民年金加入のしるしをし、それ以降、同区役所で保険料を納付してきた。

申立期間については、納付した保険料の領収書は発行されなかったため、窓口担当者に対し、口頭で納付の有無を確認していた。

申立期間については、確かに保険料を納付したはずなので、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、同月から国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年10月に払い出されており、社会保険庁の記録のほか、申立人が所持する国民年金手帳でも、申立人は51年10月1日に任意加入したことが確認できる。

また、申立人が所持する「昭和51年度国民年金保険料納付案内書」に示された4期分の保険料額のうち、第1期（昭和51年4月から同年6月まで）及び第2期（昭和51年7月から同年9月まで）については、いずれも0円と記載され、第3期（昭和51年10月から同年12月まで）及び第4期（昭和52年1月から同年3月まで）の保険料はそれぞれ4,200円と記載されていることから、申立人が保険料を納付する資格は、昭和51年10月以降に取得したことが確認でき、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられる。

さらに、申立人は国民年金加入時に交付された手帳を受領した時期は昭和51年11月ごろと記憶しており、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年7月まで
夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、一緒に国民年金保険料を納付したのに、私だけ申立期間の保険料が納付された記録が無い。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその夫の保険料と一緒に納付したと主張しているが、i) 社会保険事務所が保管する申立人の夫に係る特殊台帳(マイクロフィルム)から、申立人の夫は昭和55年6月に40年8月から41年7月までの保険料を特例納付していることが確認できること、ii) 社会保険庁のオンライン記録から、平成2年10月に、申立人の夫が特例納付した保険料のうち、40年8月から同年12月までの保険料を厚生年金保険料との重複納付を理由に還付されたことが確認できること、iii) 申立人に申立期間の保険料を特例納付した記憶は無く、申立人に係る特殊台帳(マイクロフィルム)も存在しないことから、申立人の主張には不自然さが認められる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和45年4月ごろに連番で払い出されているが、申立期間当時、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の夫は、昭和55年6月に保険料を特例納付した際、国民年金の強制被保険者の資格取得年月日が当初の41年8月1日から40年8月1日に訂正されており、その時点から60歳までの期間を試算すると25年間となるこ

とから、国民年金受給資格を満たすために必要な 25 年間の加入期間を得る目的で、申立人の夫のみ特例納付を行ったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1054

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月ごろから同年 12 月ごろまで
② 昭和 48 年 4 月ごろから 59 年 12 月ごろまで

申立期間①は、A社（現在は、B社）のC支所に期間雇用として勤務し、また、申立期間②はD社に期間雇用として勤務していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の従事業務に関する申立内容、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間①中にA社に期間雇用として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したが、社員名簿以外に当時の資料が保管されておらず、当該社員名簿には申立人の名前は記載されていないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料を得ることができない。

また、当該事業所は「当時、通年雇用者のみを厚生年金保険に加入させており、期間雇用者等は健康保険と雇用保険には加入させたが、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が一緒に従事したとする同職種の上司及び同僚については、申立期間①において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、当該同僚は「当時、期間雇用

者は健康保険には加入していたが、厚生年金保険には加入できなかった。」と供述しており、厚生年金保険料を控除された記憶は無い。

加えて、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録がある者3人は「当該事業所に日雇労働者として働いていた期間は厚生年金保険の加入は無く、月給制の通年雇用者になってから厚生年金保険に加入した。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると、このうち二人は日雇労働者であったとする期間に当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

その上、社会保険事務所が保管する当該支所を管轄するA社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号にも欠番がないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、申立人が保管する勤続表彰状及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間②のうち昭和49年から59年まで毎年、D社に期間雇用として勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成9年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料及び供述を得ることができない。

また、当時の同僚で後に当該事業所の代表取締役となった者は、「当時、期間雇用者は健康保険と雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。期間雇用者を厚生年金保険に加入させるようになったのは昭和60年ごろからであったと記憶している。」と供述しているところ、申立人は昭和60年5月7日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該供述内容と符合する。

さらに、申立人が名前を挙げた上司及び同僚4人は、いずれも申立期間②当時、期間雇用者は厚生年金保険に加入できなかったとしており、このうち4人は「日雇労働者等が厚生年金保険に加入するようになったのは昭和60年ごろからであり、その旨会社から説明があったと記憶している。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、同僚3人は昭和60年から当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、申立期間②は国民年金に加入し保険料を納付している上、残りの二人も当該事業所において

正社員となるまでの厚生年金保険の加入記録が無く、このうちの一人は厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの申立期間②中に国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1055

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月ごろから 42 年 2 月ごろまで
昭和 39 年 6 月に A 社に入社し、42 年 2 月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A 社は昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、当時の事業主も所在不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について供述を得ることができない上、当該同僚は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった申立期間前の昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 3 人に照会したが、いずれも申立期間前に当該事業所を退社したとしており、申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、前述の同僚の一人は「昭和 37 年か 38 年ごろに申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、社会保険事務所の記録によると、昭和 37 年 8 月 27 日から当該事業所が適用事業所に該当しなくなる 38 年 5 月 1 日

までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が確認できない上、当該同僚は「昭和 37 年秋ごろから会社の経営が悪化し、38 年夏ごろには休業状態となった。」と供述しており、38 年夏ごろの厚生年金保険料控除についての記憶は無い。

その上、申立人が名前を挙げている当時の専務は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できず、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1056

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月から29年12月まで

昭和28年8月の業界不況により、第1回目の希望退職に応募して同年9月にA社を退職し、学校の先輩に紹介されたB社C事業所に就職した。B社C事業所はその後、D社に名称が変わったが、29年12月ごろまで継続して勤務していた。

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録の照会をしたところ、B社C事業所については、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないとの回答であったが、申立期間について、給料も受け取っており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、D社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和30年3月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在が不明となっている上、申立人が名前を挙げた3人の当時の事務担当者についても、厚生年金保険被保険者であることが確認できないこと、及び当該事業所は、商業登記簿謄本により49年10月1日に解散、60年3月8日に清算終了しているため、当時の資料が存在しないことから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和29年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち、28年10月から29年5月までの期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかつ

たことが確認でき、厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者について、厚生年金保険の加入記録を調査したところ、適用以前は別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚9人及び社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人の併せて11人のうち、所在が特定できた二人に照会したが、申立人の申立事実を裏付ける関連資料や供述が無い上、当該事業所が適用事業所ではなかった期間において厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述も得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認することができず、健康保険の被保険者整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が名前を挙げた同僚が、B社C事業所は「E社F支店(旧、B社)」の出先であると供述しているところ、社会保険事務所が保管している申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人及び申立人が名前を挙げた9人の同僚の氏名を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から31年3月ごろまで

昭和27年にA協同組合講習所が設立されたことから、1年間同講習所に入所し、28年の卒業と同時にB協同組合に就職し31年3月ごろまで勤務した。

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について被保険者の記録が無いと回答を受けたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚等の供述から判断すると、勤務の終期は特定できないものの、申立人が、昭和28年4月からB協同組合に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、B協同組合は昭和29年9月28日に解散し、同日にC協同組合と合併してD協同組合を新たに設立したことが確認できることから、同組合に照会したところ、当時の書類は廃棄されているため、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況等については確認できなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚等のほか社会保険事務所の記録により、B協同組合及びD協同組合に係る厚生年金保険の被保険者資格取得記録が確認できるとともに、生存及び所在が確認された者5人に照会し全員から回答が得られたが、申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できるような供述は得られなかった。

さらに、申立人から提出された「A協同組合講習所」の同窓会名簿により5人に照会し全員から回答が得られたが、申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できるような供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録により、B協同組合（XXXX）及びC協同組合（YYYY）は昭和29年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同日にD協同組合（ZZZZ）は同保険の新規適用事業所となっていることから、社会保険事務センターが保管するB協同組合（XXXX）、C協同組合（YYYY）、及びD協同組合（ZZZZ）の厚生年金保険被保険者名簿を併せて確認したものの、すべての名簿において申立人の名前は記載されていない。

その上、申立人は、「D協同組合には勤務していない。B協同組合がなくなる時に辞めた。」と供述していること、及びD協同組合において被保険者記録が確認できる者は「昭和29年9月1日に合併した時には、申立人は一緒に採用されなかった。」と供述していることから判断すると、事業所の変遷については上述のとおりであることから、申立期間のうち、昭和29年9月1日以後の期間については勤務していたことが確認できない。

また、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1058

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月1日から23年1月1日まで

昭和22年11月1日にA社に入社し、24年5月30日まで勤務していた。社会保険事務所の記録では、A社で厚生年金保険に加入したのは23年1月1日となっているが、年金手帳では、22年11月1日に厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和23年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、申立人が申立期間に当該事業所において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚3人は、社会保険事務所の記録から、いずれも申立人と同じく、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年1月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち連絡先が判明した一人及び申立人と当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が同一の同僚二人に照会したところ、二人から回答が得られたが、二人とも「当該事業所では、昭和23年1月1日に厚生年金保険に加入し、未加入期間は厚生年金保険料を給与から控除されていない。」と供述している。

加えて、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和24年5月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の書類等が存在

しない上、当時の事業主及び事務担当者の所在が確認できないことから、申立ての事実について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1059

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 13 日から 57 年 8 月 1 日まで

A社に係る厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 9 月 13 日までは確認できるが、申立期間については加入した事実が認められない旨の回答を受けた。

しかし、当該事業所には、昭和 57 年 8 月 1 日まで勤務し、厚生年金保険にも加入していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人は、昭和 54 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、55 年 9 月 13 日に被保険者資格を喪失しており、同月 16 日には健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険療養給付記録欄には、申立人が資格喪失後も継続して医療機関に受診することを必要として、「健康保険継続療養受給証明書」が昭和 55 年 9 月 29 日に交付されていることが確認できる。

一方、雇用保険の被保険者記録は、昭和 54 年 8 月 1 日取得、55 年 9 月 12 日離職と記録されており、厚生年金保険の被保険者記録と合致していることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われたものと推認される。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 56 年 8 月 18

日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その後において、事業再開された事実及び再度、厚生年金保険の適用となった事実が確認できない上、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用関係について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる時点で、厚生年金保険の被保険者であった15人のうち生存及び連絡先が判明した7人に照会したところ、5人から回答があり、このうち当時の事務担当者は、「申立人の勤務期間は、記録されているとおりであると思う。申立人の退職理由は、体調を崩して北海道へ帰った。会社は昭和56年8月に倒産しており、その後勤務しているはずがない。」と供述している。

その上、申立人は、申立期間のうち、昭和55年9月13日から57年1月10日までの期間は、健康保険法による傷病手当金を継続して受給しているが、この期間において、事業主により給与が支払われている事実も無く、厚生年金保険料の被保険者負担分の事業主への納付事実も確認できない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月から 37 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

A社には、昭和 36 年 3 月から 42 年 9 月まで途切れることなく勤務し、給与から社会保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人はA社において、昭和 36 年 3 月 6 日から 42 年 9 月 29 日までの期間について勤務していたと認められる。

しかしながら、当該事業所は平成 6 年 2 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当該事業所の関連事業所であるB社に照会したところ、「A社に係る当時の資料が無いため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用等については不明である。」との回答を得ており、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚 7 人のうち生存及び連絡先が判明した 5 人、及び社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者一人に照会したところ、回答があった 6 人のうち 5 人が、「厚生年金保険は、入社後、数か月を経てから加入させてもらった。」と供述し、うち 3 人は、「入社時、雇員職であったので厚生年金保険には加入させてもらえず、社員職となった時厚生年金保険に加入させてもらった。」と供述している上、上述の 5 人について、本人が記憶している当該事業所に入社した時期と厚生年金保険の被保険者資格取得時期との関係を見ると、入社時期から資格取得日までは一律ではなく、従業員ごとに異なる（入社後 5 か月から 3 年）ことが確認できる。

なお、前述の申立人が名前を挙げた同僚及び当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者からは、厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、A社に、申立人と同じ昭和36年3月に入社したとする同僚は、社会保険事務所の記録から、申立期間に当該事業所において厚生年金保険に加入している記録が確認できない上、申立人と同じく37年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、当該事業主は、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断し、採用後、一定期間をにおいて社員職となった者について厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測され、採用当時は雇員職であったとする申立人について、採用後、一定期間をにおいてから厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行った可能性を否定できない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 25 日から 34 年 6 月 2 日まで
② 昭和 34 年 7 月 15 日から 36 年 2 月 2 日まで
③ 昭和 36 年 7 月 7 日から 37 年 10 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 33 年 12 月 25 日から 34 年 6 月 1 日まで A 社 B 事業所において勤務していたが、この間、連続勤務等により残業が多く、給与月額は 3 万円くらいだったと記憶している。しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 8,000 円といわれた。当時の給与といえどもあまりにも低すぎるので、適正な標準報酬月額に是正してほしい。

申立期間②について、昭和 34 年 7 月 15 日から 36 年 2 月 1 日まで A 社 B 事業所において勤務していたが、この間、連続勤務等により残業が多く、給与月額は 3 万円くらいだったと記憶している。しかし、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が被保険者資格取得時 8,000 円、35 年 8 月から被保険者資格喪失時まで 1 万円といわれた。いずれの期間も、当時の給与といえどもあまりにも低すぎるので、適正な標準報酬月額に是正してほしい。

申立期間③について、昭和 36 年 2 月 26 日に C 社 D 事業所に入社し、37 年 9 月 30 日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録によると、同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は 36 年 7 月 7 日とのことである。しかし、自分は 37 年 9 月 30 日に退職するまで途切れることなく勤務していたので、申立期間③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、社会保険事務所が保管するA社B事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額、昭和33年12月25日及び34年7月15日は8,000円、35年8月1日は1万円と記録されており、これらの標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所の商業登記簿謄本が確認できず、当時の事業主を特定することができないことから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立期間①について、申立人と年齢が近く、厚生年金保険の被保険者期間が同じであった6人は申立人と同じ標準報酬月額であり、申立人だけがとりわけ低くなっている等の不自然な点は認められない。また、申立期間②について、申立人と年齢が近く、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が近接している10人は、申立人と同じ標準報酬月額で資格取得しており、被保険者期間中に申立人と同様に標準報酬月額が1等級か2等級上がっているか、又は標準報酬月額の変更が無かったことが確認できることから、申立人だけがとりわけ低くなっている等の不自然な点は認められない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、両申立期間の前後の期間に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者10人に照会し、10人から回答が得られたところ、申立人が主張する、「当時は残業が多かったにもかかわらず、標準報酬月額が低すぎる。」という点について、このうち4人は、「当時の給与は固定給、残業代というものは無く、あくまで稼働量に応じた賃金が支給されていた。」と供述している上、上述の4人のうち当時の給与額を記憶していた3人から聴取した金額は、当時のこれらの者の標準報酬月額を大きく超えるものではなく、申立人が主張するほどの報酬の差異はみられなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 申立期間③について、社会保険事務所の記録によると、C社D事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所の商業登記簿謄本が確認できず、当時の事業主を特定することができないことから、申立人の申立期間③当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人から当時の同僚として5人の名前が挙げたが、姓のみの二人を含め、いずれの者も当該事業所における厚生年金保険の加入記録は存在するものの、このうち4人は連絡先が特定できず、唯一連絡の取れた者から

は、申立期間③当時の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、具体的な供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間③前後の期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した9人に照会したところ、いずれの者からも、申立期間③当時の当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られなかったが、このうち8人は在職期間と厚生年金保険被保険者期間が一致していると回答している。なお、残る一人は、自身の記憶している退職日より社会保険庁の記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日が数か月早く資格喪失となっていると供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間のすべてについて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1062

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 16 日から 38 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの説明であった。

しかし、退職する際、事業所に振込先の預金口座番号を教え、脱退手当金の請求手続を依頼した記憶はあるが、脱退手当金を受取った記憶が無いので申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の事業所を退職する際、事業所から脱退手当金の説明を聞き、自分の預金口座番号を教えて脱退手当金の請求手続を事業所に依頼したと述べていることから、申立人の意思に基づき申立期間の脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、社会保険事務所の保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を支給した旨の表示は無いが、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 10 月の前後約 2 年間に受給したその他の者 10 人にも脱退手当金を支給した旨の表示は無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の 39 年 3 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1063

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 17 日から 42 年 2 月 26 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受けているため年金額の計算には算入されないとの回答があった。
私は脱退手当金のことを知らなかったので、この請求は行っていない。脱退手当金を受領したということに承服できないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者原票において、昭和 40 年から 44 年までに資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす女性 23 人の支給記録を調査したところ、15 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 13 人は資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給記録のある者で連絡先が把握できた同僚のうち二人が、「事業所が代理請求していた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 4 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1064

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 12 月 17 日まで
② 昭和 45 年 4 月 30 日から同年 12 月 15 日まで
③ 昭和 46 年 4 月 17 日から同年 12 月 17 日まで
④ 昭和 47 年 4 月 12 日から同年 12 月 18 日まで
⑤ 昭和 48 年 2 月 7 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 44 年 5 月に A 社 B 支店（現在は、A 社 C 支店）に勤務していた父の友人の紹介で同支店に期間雇用として入社し、最初の 3 年間は D 職として E 業務等に従事し、4 年目以降は F 職として年間雇用となったが、D 職であった各申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時、期間雇用者は責任者にならなければ同保険に加入できなかつたと最近聞いたが、F 職であった同僚は、責任者ではなかつたものの入社してすぐ同保険に加入したと聞いており、自分も入社時から加入していたはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、各申立期間において A 社 B 支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社 C 支店に照会したところ、「当社が保管する当時の社員名簿により、申立人が、各申立期間当時は D 職であったことは確認できるものの、具体的な勤務状況、厚生年金保険の適用状況等については資料が廃棄済みであるため不明である。」との回答があった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 8 人のうち、申立人が同期入社であったとする者二人のうち一人及び経理担当であったとす

る者二人のうち一人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、同期入社であったとする者のうち他の一人については、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができず、この一方で、申立人を当該事業所に紹介したとする者については、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所における同保険被保険者資格取得年月日は昭和46年4月17日であり、申立人が当該事業所に入社した時点では同保険の被保険者ではなかったことが確認できる上、同人及び申立人が社会保険事務担当であったとする者は、いずれも既に死亡していることから、これらの者から申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

さらに、当該同僚8人のうち、生存及び所在が確認された4人に照会したところ、このうち申立人がF職となってからの同僚であったとする者は、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時点と当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得時点がほぼ一致していることが確認できるものの、「自分は、入社時から工場勤務であり、毎年1月から12月までの通年雇用であったため、厚生年金保険にも入社時から加入していた。申立人は、D職であった期間は、期間雇用であったので同保険には加入しておらず、自分と同じ工場勤務となってから通年雇用となって同保険にも加入したのではないか。」と供述している。この一方で、当該4人のうち、申立人が社会保険事務担当者の部下であったとする者及び上述の経理担当であったとする者二人のうち他の一人は、いずれも、「申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかったほか、このうち一人は、「当時、期間雇用者等、厚生年金保険に加入させていない者がいた。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録により、各申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された4人に照会したところ、回答があった二人のうち経理課長であったとの供述が得られた一人は、「当時、申立人は期間雇用者であったので、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述しているほか、申立人と同様に入社当初は期間雇用のD職であったとの供述が得られた他の一人は、「当時、会社から、D職は副責任者になってから厚生年金保険に加入させるとの説明を受けた。副責任者となる以前の期間において同保険料を給与から控除されていたかどうかは分からない。」と供述しており、この一方で、上述の社員名簿によると、申立人は昭和47年6月1日には副責任者となっていた上、49年6月1日には責任者となっており、申立人が同保険の被保険者資格を取得した時点では副責任者であったことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、期間雇用のD職として採用した者について、採用後一定期間が経過して副責任者となった後の時点か、又はF職に転じて工場勤務となる等により、年間雇用

となった時点で同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたもの
と考えるのが妥当である。

その上、申立人は、「期間雇用から通年雇用に変わったのは入社後3年経過
した昭和47年からである。」と主張するが、雇用保険の被保険者記録によれ
ば、申立人は昭和47年においては期間雇用であったと考えられ、この一方で、
社会保険事務所の記録により、申立人が申立期間③、④及び⑤を含む46年1
月から48年3月までの期間において国民年金に加入するとともに、その保険
料をすべて納付していることが確認できることについて、申立人は、「当時、
自分の父親も厚生年金保険に加入しながら国民年金保険料も納付しており、両
方の年金給付が受けられると言っていたので、自分も国民年金に加入した。」
と主張するが、社会保険事務所の記録によると、申立人の父親は各申立期間を
含む50年3月以前の期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、
国民年金加入期間において厚生年金保険加入期間と重複する期間も無いこと
が確認できるとともに、厚生年金保険加入期間について国民年金保険料が還付
された形跡も無いことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

なお、各申立期間について、厚生年金保険料が事業主により給与から控除さ
れていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で
きる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、す
べての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、同保険料を
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1065

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 1 日から 20 年 5 月 1 日まで

昭和 19 年 1 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで A 社 B 事業所に C 職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。同期入社と同僚は 19 年 5 月から同保険に加入したと聞いている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同期入社と同僚であったとする者の供述から判断すると、申立人が、申立期間において A 社 B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 15 人のうち、同期入社であったとする者は、社会保険事務所の記録によると、同人が供述する入社時点である昭和 19 年 1 月 1 日から 9 か月経過した同年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる一方で、同人に照会したところ、「自分は申立人と同期入社であったが、職場は異なっており、昭和 19 年夏ごろまでは D 職の助手であり、同年夏以降は事務職に配属替えとなって経理事務を担当していた。入社当初の厚生年金保険の加入記録が無い期間については、試用期間であったものと納得している。」との供述があった上、当該期間において同保険料を給与から控除されたことをうかがわせる供述も得られなかったことを踏まえると、同人は、事務職となった後、同保険の適用範囲が事務職の者にまで拡大された同年 10 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得したものの、それ以前の、作業職であった期間及び事務職となった当初の期間に

においては厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

さらに、上述の15人のうち当該同期入社と同僚を除く14人については、社会保険事務所の記録によると、このうち一人は当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の二人は、それぞれ、昭和20年3月、同年4月に当該事業所で同保険被保険者資格を取得していることから、申立期間の大半について同保険の被保険者ではなかったことが確認できるとともに、このうち一人は既に死亡しているほか、他の一人は入院中のため、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。一方、当該14人のうち他の5人は、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所での同保険の加入記録が確認できるものの、既に死亡しているか又は所在が不明であるほか、別の4人は申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないことから、これらの者からも申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

この一方で、当該14人のうち生存及び所在が確認された他の二人については、社会保険事務所の記録によると、いずれも、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和17年6月1日から同保険の被保険者となっていることが確認できるものの、両人に照会したところ、このうち一人から、「当時、当該事業所では試用期間があり、その期間は、身分や職種によって異なっていた。」との供述が得られた。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者19人に照会したところ、14人から回答があり、このうち入社時点に関する供述が得られた12人のうち5人については、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時点の1か月後から約2年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、いずれも、同資格を取得する以前の期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった上、このうち二人は「当時、当該事業所では試用期間があった。」と供述しており、これらの状況は、上述の申立人が同僚とする者のうち同期入社の子及び他の一人の供述を裏付けるものであることを踏まえると、当時、当該事業所では、身分や職種によって異なるものの、採用後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものとするのが妥当である。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1066

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月から 32 年 3 月 10 日まで
② 昭和 32 年 4 月 29 日から同年 8 月 5 日まで

昭和 30 年 11 月に A 社 B 出張所に入社し、同社の元請けであった C 社 D 事業所に試験に合格して入社した 32 年 8 月まで継続して勤務していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。両事業所に勤務していた期間は、いずれも、E 町の F 作業場において G 業務に従事していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の同僚の供述、及び社会保険事務所の記録により、A 社 B 出張所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、期間及び身分（正社員か臨時社員か）を特定することはできないものの、申立人が申立期間①中に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち一人に照会したところ、「A 社 B 出張所には、当該事業所の前身であった事業所に勤務していた期間を含めて、昭和 29 年 1 月から 32 年 9 月まで継続して勤務していた。」との供述が得られた一方で、社会保険事務所の記録によると、同人が当該事業所の前身と考えられる事業所で昭和 29 年 5 月 28 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、A 社 B 出張所が同保険の適用事業所となった 30 年 9 月 1 日には直ちに同保険の被保険者資格を取得しておらず、その 9 か月後の 31 年 6 月 1 日に同資格を取得した

ことが確認できることから、申立期間①のうち30年11月から31年6月1日までの期間については、同保険の被保険者であった形跡が無い。また、当該二人のうち他の一人に照会したものの回答は得られず、同人の勤務状況及び当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録により、両申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された19人に照会したところ、回答があった16人のうち6人については、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から、1か月後から1年3か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、このうち一人は、「当時、当該事業所では試用期間があった。」と供述している上、これらの者から、被保険者資格を取得する以前の期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、採用後一定期間において同保険被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものとするのが妥当である。

2 申立期間②については、申立人の同僚の供述、及び社会保険事務所の記録により、当該期間においてA社B出張所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が申立期間②中において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、上述の被保険者19人のうち、A社B出張所及びC社D事業所の両方で厚生年金保険の加入期間が確認でき、かつ、両加入期間の間に他の事業所における同保険の加入期間が無いことから、申立人の主張と同様に両事業所間で異動したと考えられる者が8人確認できるところ、このうち3人については、両加入期間の間に3か月から2年の空白期間が確認できるとともに、当該3人は、いずれも「当該期間は継続して勤務していた。」と供述している上、これらの者から、当該空白期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、両事業所間の異動に当たっては、当該3人が両事業所間の異動日を記憶していないことからいずれの事業所の取扱いであったかは特定できないものの、何らかの理由により、異動の前後で厚生年金保険の加入期間を継続させる手続きが適切に行われない場合があったものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録によると、上述の被保険者19人のうち、A社B出張所（上述の前身の事業所を含む。）及び同社の他の出張所において複数の厚生年金保険加入期間が確認でき、かつ、各加入期間の間に他の事業所における同保険の加入期間が無い者が5人確認できるところ、この

うち4人については、当該加入期間の間に5か月から1年7か月の空白期間が確認できるとともに、当該4人は、いずれも「当該期間はA社に継続して勤務していた。」と供述している上、これらの者から、当該空白期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、A社では、同社の出張所に継続して勤務していた場合又は同社の出張所間で異動した場合であっても、何らかの理由により、同保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったものと考えられる。

- 3 社会保険事業所の記録によると、A社B出張所は昭和43年11月29日に、C社D事業所は37年12月8日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、いずれも、当時の事業主の所在は不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。
- 4 両申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。
- 5 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1067

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 37 年 8 月 1 日まで

申立期間はA社に勤務し、B業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。一緒に勤務していた先輩従業員及び後輩従業員や、自分が退職した後に当該事業所に入社した弟には同保険の加入記録があるのに、自分を含めた同期入社の人3人の加入記録が無いのは納得できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同期入社と同僚等の供述から判断すると、期間及び身分（正社員か臨時社員か）を特定することはできないものの、申立人が申立期間中にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったことは確認できないものの、商業登記簿謄本の記録により、同社が昭和 44 年 5 月 30 日に解散していることが確認できることを踏まえると、当該事業所は既に同保険の適用事業所に該当しなくなっているか、又はそれに相当する状態にあるものと考えられ、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 14 人のうち、同期入社であったとする二人は、いずれも、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に該当が無い上、このうち生存及び所在が確認された一人に照会したものの、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。この一方

で、当該 14 人のうち申立人が同じ職種の 1 年先輩であったとする者 4 人及び 1 年後輩であったとする者二人のうち一人については、社会保険事務所の記録によると、いずれも、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことは確認できるものの、それぞれ、入社したと考えられる年の翌年 6 月に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、このうち生存及び所在が確認された 3 人に照会したものの、被保険者資格を取得する前の期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったほか、上述の 1 年後輩であったとする者二人のうち他の一人については、当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無いことを踏まえると、当該事業所では、何らかの理由により、昭和 32 年度に B 業務従事者として採用した者については厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行わなかったと考えられるとともに、前後の年度においても、採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該同僚 14 人のうち、当該事業所の事業主であった者は、申立期間後の昭和 37 年 10 月 12 日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立人が当該事業所で経理を担当していたとする事業主の妻についても、申立期間前の 30 年 4 月 29 日に当該事業所で同保険の被保険者資格を喪失し、申立期間後の 37 年 10 月 12 日に当該事業所で同資格を再度取得していることが確認できる上、申立期間のうち 36 年 4 月以降の期間において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できるほか、同人は既に死亡していることから、同人から当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。一方、当該 14 人のうち他の二人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無く、別の二人のうち申立期間において当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された一人に照会したものの、回答は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間前後において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、申立人が同僚として名前を挙げた者を除き、生存及び所在が確認された一人に照会したものの、申立人に係る同保険の適用状況に係る供述を得ることはできなかった。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されて

いたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 5 日から 32 年 7 月 28 日まで
② 昭和 63 年 12 月 13 日から平成元年 7 月 1 日まで
③ 平成元年 8 月 31 日から同年 10 月 30 日まで
④ 平成元年 11 月 14 日から同年 12 月 1 日まで
⑤ 平成元年 12 月 8 日から 2 年 5 月 8 日まで
⑥ 平成 3 年 6 月 3 日から同年 12 月 28 日まで
⑦ 平成 5 年 1 月 21 日から同年 3 月 20 日まで

申立期間①は、A社に採用され、B業務に従事した。

申立期間②は、C社に採用され、D社の工場においてE業務に従事した。

申立期間③は、F社に採用され、G社の工場においてH業務に従事した。

申立期間④は、I社に採用され、J社の工場においてK業務に従事した。

申立期間⑤は、L社に採用され、M社の工場においてN業務に従事した。

申立期間⑥は、O社（現在は、P社）に採用され、Q社の工場においてR業務に従事した。

申立期間⑦は、S社に採用され、T業務に従事した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、すべての申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の中学卒業後に集団就職によりA社に入社したとする供述及び同僚に関する供述の内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、当時の関係資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できないとしている上、申立期間①当時の経理担当者二人は、いずれも所在を確認できなかったことから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人が当該事業所の先輩として名前を挙げた唯一の同僚からは、「申立人の名前は記憶に無い。また、当該事業所における厚生年金保険の加入状況については、私が厚生年金保険に加入していたのも後で知ったものであり、年金に関心が無かったため、当時のことは分からない。」との供述があった。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚 10 人に照会したところ、二人から回答があり、このうち一人は、「当該事業所は、従業員が 8 人ほどの小さな会社で、仕事がきつく、中学卒業後、集団就職により入社した者は、数か月の短期間で辞めていくことが多かった。このため、当該事業所に 3 年以上勤務する者は珍しいので、名前を覚えているはずであるが、申立人の名前は記憶に無い。」と供述している上、残り一人は、「申立人が名前を挙げた同僚のことは記憶しているが、申立人のことは何も覚えていない。」と供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できなかった。

加えて、事業主及び同僚の供述から、申立期間①当時、当該事業所には、8 人から 10 人程度の従業員が勤務していたと考えられるが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿において被保険者としての記録が確認できる者は、5 人程度となっていることから、当該事業所では、厚生年金保険に加入していない従業員がいた状況がうかがえる。

その上、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間②において、短期雇用特例被保険者として C 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、当時の関係資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できないとしている上、申立人は、当該事業所における同僚の名前を記憶していないことから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

また、申立期間②当時、当該事業所において、社会保険の事務を担当していた同僚からは、「申立期間当時、C 社では、厚生年金保険への加入は、

事務所に直接勤務する正社員だけ加入させ、C社が請け負った作業場に派遣される期間雇用者については、雇用保険のみを加入させ、厚生年金保険には加入させておらず、その保険料も控除していなかった。このため、申立人が期間雇用者である場合、厚生年金保険に加入していないと思う。」との供述があった上、当時、当該事業所のU営業所において人事を担当していた同僚からは、「U営業所では、期間雇用者の面接を行い、本社のあるV県へ送り出していたが、U営業所では社会保険の手続きは行っていない。当時、期間雇用者は、厚生年金保険に加入させていなかったと聞いている。」との供述があった。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚6人に照会したところ、二人から回答があったが、いずれも「申立期間当時、期間雇用者として契約先の工場に派遣されていたが、C社では、当時、期間雇用者については、厚生年金保険に加入させていなかった。自分が、期間雇用者でありながら厚生年金保険に加入したのは、会社に厚生年金保険の加入を申し入れたからである。」と供述しており、これは先の社会保険事務を担当していた同僚の供述とほぼ一致する上、申立人には、当該事業所に厚生年金保険の加入を申し入れた記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が平成元年9月1日から同年10月28日までの期間について、F社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成17年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は、厚生年金保険の適用事業所に該当しないことが確認できる。

また、事業主は、当時の関係資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できないとしている上、申立人は、当該事業所における同僚の名前を記憶していないことから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

さらに、申立期間③当時、当該事業所において、社会保険の事務を担当していた事業主の妻からは、「申立期間当時、事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。このため、申立人は、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除していない。申立人から控除していた保険料は、雇用保険料のみである。」との供述があった。

加えて、申立人のスケジュール手帳には、当該事業所の平成元年10月分給与の控除額の内訳とみられる記載が確認できるが、これには、雇用保険料の記載はあるものの、厚生年金保険料の記載が無く、このことは先述の

社会保険事務を担当していた事業主の妻の供述と符合する。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人から提出のあった申立人のスケジュール手帳の写し及び申立人の従業務に関する供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間④中にI社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、当時の関係資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できないとしている上、申立人は、当該事業所における同僚の名前を記憶していないことから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

また、申立期間④当時の事業主は既に死亡している上、当時の経理担当者は所在を確認できなかったことから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができないほか、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間④当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚10人に照会したところ、同僚3人から回答が得られたが、いずれも、「申立人の名前については、記憶に無い。」としている。また、このうち二人は、「当時、I社では、厚生年金保険の加入対象者は、当該事業所に直接勤務する正社員のみであり、I社から契約先工場に派遣された期間雇用者は、原則として厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、このうちの一人からは「I社では、本人が希望した場合のみ厚生年金保険に加入していた。また、未加入者からは保険料も控除していなかった。」との供述があったほか、申立人には、当該事業所に厚生年金保険の加入を申し入れた記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間⑤において、短期雇用特例被保険者としてL社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成5年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、8年6月1日に解散しており、事業主は、当時の関係資料が無いとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人は、当該事業所の同僚の名前を記憶していないことから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

さらに、申立期間⑤当時、当該事業所において、社会保険の事務を担当し

ていた同僚からは、「期間雇用者は6か月契約で、原則として、雇用保険のみの加入であり、厚生年金保険には加入していなかった。ただし、期間雇用者から厚生年金保険の加入申し入れがあった場合については、厚生年金保険に加入させており、当時、期間従業員は300人ほどいたが、このうち加入していたのは数人程度だと思う。申立人については、厚生年金保険の加入を申し入れていない限り、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていない。」との供述があった上、申立人には、当該事業所に厚生年金保険の加入を申し入れた記憶が無い。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立期間⑤当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚のうち、上記の事務担当者を除く4人に照会したところ、このうち二人から、「L社では、期間雇用者について、雇用保険には加入していたが、厚生年金保険については、ほとんどの従業員が保険料の控除を嫌がったため、本人が厚生年金保険への加入を希望した場合を除き、厚生年金保険に加入していなかった。」との供述があり、これは先述の当該事業所において社会保険の事務を担当していた同僚の供述と符合する。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑥について、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が平成3年6月3日から同年12月18日までの期間において、短期雇用特例被保険者としてO社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、当時の関係資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できないとしている上、申立期間⑥当時の経理担当者は既に死亡していることから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人は、当該事業所の同僚の名前を記憶していないことから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間⑥当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚10人に照会したところ、3人から回答を得たが、いずれも当該事業所に事務担当者として勤務したとしており、申立人と同じ期間雇用者は確認できなかった。

加えて、現在の事務担当者から、申立期間⑥当時に期間雇用者であり、現在も当該事業所に勤務している者として紹介された同僚一人からは、「私は、申立期間当時、O社に期間雇用者として勤務し、申立人と同じくQ社の工場で働いた。当時、O社では、期間雇用者は、短期間で収入を得たいという人が多く、皆、保険料を引かれることを嫌がっていたため、雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には、本人が会社に参加を申し入れた場合を除き、加入していなかった。私は平成9年に当該事業所の正社員

となり、それまでは期間雇用者として勤務していたが、厚生年金保険への加入は正社員になってからであり、期間雇用者であった時は、加入していない。申立人は、期間雇用者であったため、会社に厚生年金保険の加入を申し入れていない限り、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていない。」との供述があった上、この供述は当該同僚に係る社会保険庁の記録と一致するほか、申立人には、当該事業所に厚生年金保険の加入を申し入れた記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 7 申立期間⑦について、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が平成5年1月26日から同年3月19日までの期間において、S社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、申立期間⑦当時の関係資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できないとしている上、申立人は、当該事業所の同僚の名前を記憶していないことから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

また、事業主からは、当該事業所における厚生年金保険の適用について、「申立期間当時は、警備員として採用された従業員は、4日間の研修終了後、原則として全員厚生年金保険に加入していた。しかし、臨時職員として採用した者については、本人から健康保険及び厚生年金保険に加入しない旨の申し入れがあった場合は雇用保険のみ加入させ、健康保険及び厚生年金保険には加入させておらず、健康保険料及び厚生年金保険料を控除していなかった。」との供述があった。

さらに、申立人のスケジュール手帳の平成5年1月28日の欄には、「(臨時社員) 申出る 保険なし」の記載があり、当該記載から、申立人が当該事業所に臨時社員として採用となったことが推測される上、申立人は、当該事業所において雇用保険には加入していることから、手帳の「保険なし」の記載は、健康保険又は厚生年金保険を意味するものと考えられ、申立人が厚生年金保険に加入していなかった状況がうかがえる。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立期間⑦当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚10人に照会したところ、5人から回答を得たが、いずれも申立人の名前に記憶が無く、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 8 なお、申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1069

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 10 日から 46 年 1 月 27 日まで
昭和 44 年 4 月から A 社に勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無い。
異動はあったが、5 か月も空白は無かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社（以下「当該事業所」という。）の元代表取締役、同専務取締役及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時は B 職従事者であったと供述しているとともに、第 1 種被保険者であったことが申立人に係る当該事業所の厚生年金保険被保険者原票で確認できるところ、上述の元代表取締役は「C 事業所の一部閉所により、当該事業所の作業場が D 事業所に移ることになり、従業員のうち E 職者のみを一時的に F 社で雇用してもらうことになった。」と供述しているとともに、同専務取締役も「業務に慣れるため、自分は 2 か月ほど F 社の従業員と一緒に働いた。申立人は、申立期間当時は B 職従事者であったが、一緒に F 社に移ったか否かは分からない。」と供述している上、申立期間当時、F 社に勤務し、同社 G 職長であった現在の代表取締役は「A 社からは E 職者のみを受け入れたと記憶している。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 44 年 3 月 20 日から 45 年 9 月 14 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者 50 人（申立人及び申立人が名前を挙げた同僚 3 人を含む。）の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格取得状況を確認したところ、i) 申立期間においても、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資

格を取得している者が7人、ii) 45年8月1日又は同月11日にF社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月5日から46年1月25日にかけて当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を再度取得している者が14人おり(申立人が挙げた同僚3人を含む。)、これら21人は、全員が第3種被保険者であったことが確認できる。一方、iii) 45年8月28日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、F社において厚生年金保険の被保険者資格の記録が無く、46年6月2日に再度当該事業所で資格取得している者が二人おり、この二人は第1種及び第2種被保険者であることが確認できることから、申立期間において、第3種被保険者のみが当該事業所又はF社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが推認できる。

なお、上述の50人中、第3種被保険者以外の者は申立人を除き4人見られるが(うち二人は上述iii)に該当)、このうち唯一所在が確認できた一人は「自分は、事務職として昭和44年5月から45年9月まで当該事業所に勤務しており、申立人も当該事業所で一緒に勤務していたが、45年8月ごろに当該事業所の業務がC事業所からD事業所に移った後のことは分からない。」と供述している。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。